

関係各国公私立大学長 殿

文化庁企画調整課長
(併) 博物館振興室長 清水 幹治

(印影印刷)

令和 2 年度における学芸員養成課程に係る博物館実習の実施に当たっての留意事項
について (通知)

博物館法施行規則 (昭和 30 年 10 月 4 日文部省令第 24 号) 第 1 条に基づき、博物館に関する科目を開設している大学におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」(令和 2 年 3 月 24 日付け元文科高第 1259 号高等教育局長通知)等を踏まえ、必要な感染症対策を講じ、準備を進めていただいていることと存じます。

博物館に関する科目のうち、博物館実習の実施に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので通知します。

記

1 実施時期、期間、内容等の調整

- (1) これまで博物館実習の実施に当たっては、博物館実習ガイドライン (2009 (平成 21) 年 4 月) (以下「ガイドライン」という。)に基づき実施されているが、館園実習 (以下「実習」という。)に当たっては、登録博物館又は博物館相当施設 (大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。) (以下「博物館」という。)と協議の上、実施時期を収束後とすることも検討していただきたい。
- (2) ガイドラインでは、実習の単位を 1 単位相当以上、時間数を延べ 30 時間から 45 時間程度以上、期間を 5 日間以上としているが、休館している博物館も多く通常期と同様な実習を行うことが困難な場合もあると考えられることから、受け入れる博物館の実情を考慮し、実習の一定割合を学内実習に振り替えることや、例外的に演習等で実習に代えることも可能とするなど、実施内容を弾力的に検討いただきたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が 3 月 9 日に示した 3 つの条件 (換気の悪い密室空間、

多くの人が密集、近距離での会話や発生)が重ならないようにすること等に留意し、実習の内容、方法等について受け入れ先の博物館と相談しつつ弾力的に検討していただきたい。また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記の文化庁ウェブサイトなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応いただきたい。

○文化庁ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html

2 学生への事前指導

- (1) 実習の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対策を学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。
- (2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送るよう指導していただくこと。
- (3) 実習中は受入先である博物館の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、博物館と相談の上、自宅で休養することを学生に徹底すること。

3 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、大学、博物館、学生が速やかに連絡を取り合うことができるよう確実に連絡体制を構築していただくこと。

4 実習後の留意事項

- (1) 実習中の状況により、十分に実施できなかった内容があった場合には、大学は事後指導等において、補足的な内容の授業等を行っていただきたいこと。
- (2) 実習後に学生の感染が判明した場合、大学は博物館に速やかに連絡するとともに、「令和2年度における大学等の授業の開始について」（令和2年3月24日付け元文科高1259号高等教育局長通知）等を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

(本件担当)

文化庁企画調整課博物館振興室

博物館人材養成係

TEL 03-5253-4111 (内線4772)

E-mail museum@mext.go.jp